

行政不服審査法に基づく審理員の指名方針

(目的)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、同法第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求（以下「審査請求」という。）がされた場合に同法第3節に規定する審理手続（以下「審理手続」という。）を行う審理員の指名について必要な事項を定めるものとする。

(審理員の指名等)

第2条 審理員は町長が指名するものとし、指名する者は、次の表に掲げる職名にある者から法第9条第2項の各号に規定する者を除いた者（以下「審理員候補者」という。）の内、指名順位の高い者とする。ただし、審査請求及び審理手続の内容から審理員が複数名必要と認める場合には、指名順位の高い者に加え、その他の審理員候補者から指名することができる。

| 指名順位 | 職名 |
|------|----------------|
| 1 | 総務課長 |
| 2 | 危機管理課長 |
| 3 | 企画課長 |
| 4 | 税務課長 |
| 5 | 町民課長 |
| 6 | 健康福祉課長 |
| 7 | 農林水産課長 |
| 8 | にぎわい創出課長 |
| 9 | 建設課長 |
| 10 | 環境水道課長 |
| 11 | 大正地域振興局 地域振興課長 |
| 12 | 十和地域振興局 地域振興課長 |
| 13 | 大正地域振興局 町民生活課長 |
| 14 | 十和地域振興局 町民生活課長 |

2 前項のただし書きにより、審理員を複数名指名した場合は、その者の内から1名の総括者を指定するものとする。

行政不服審査法の審査請求に係る標準審理期間

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき、町長が審査庁となる審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審査期間という。」）は、審査請求があった日から3か月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- （1） 審査請求書に不備がある場合の補正に要する期間
- （2） 口頭意見陳述その他審理関係人の審理手続の申立ての有無等によって変動する期間
- （3） 四万十町行政不服審査会への諮問から答申までに要する期間